

千葉県告示第228号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の5の規定により千葉公園「賑わいエリア」「ドーム前広場」整備・運営事業における公募設置等計画を次のように認定したので、同法第5条の5第2項の規定により告示します。

令和5年3月24日

千葉市長 神谷俊一

1 認定計画提出者

大和リースグループ

代表者 大和リース株式会社千葉支店

構成員 株式会社拓匠開発

株式会社塚原緑地研究所

株式会社JPF

株式会社日比谷アメニス

2 認定した日

令和5年3月23日

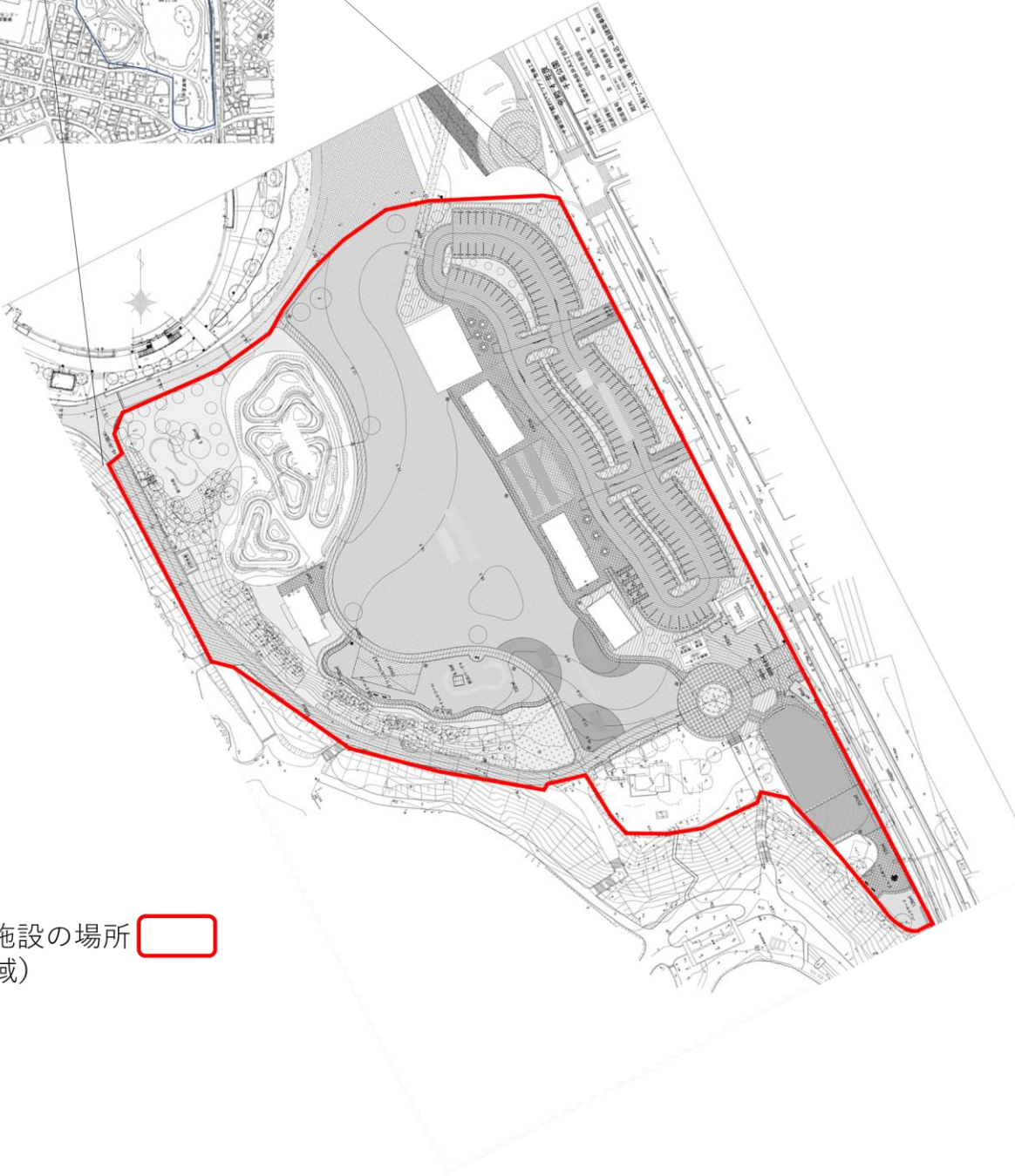
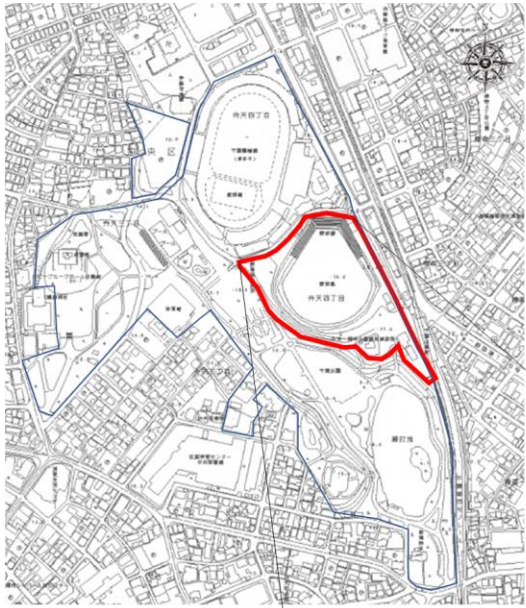
3 認定の有効期間

認定した日から20年間

4 公募対象公園施設の場所

千葉公園内（別紙のとおり）

千葉公園位置図



公募対象公園施設の場所
(P-PFI事業区域) 